

令和6年3月1日

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和6年度設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について

成田市においては、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和6年度設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置の適用について、次のとおり取り扱いますのでお知らせします。

1. 特例措置について

(1) 措置の内容

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）の決定に伴い、以下の「(2) 対象案件」に定める「工事及び業務」（以下「工事等」という。）の受注者は、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」に基づく契約を「新労務単価」及び「新技術者単価」に基づく契約に変更するための請負代金額及び業務委託料の変更の協議を請求することができることとします。

※「新労務単価」及び「新技術者単価」：令和6年3月1日適用単価

「旧労務単価」及び「旧技術者単価」：令和6年3月1日より前の単価

(2) 対象案件

令和6年3月1日以降に契約を締結する工事又は業務委託のうち、旧労務単価又は旧技術者単価を適用して積算しているもの。

ただし、変更協議の申し出前に工事又は業務委託の完成の届出がなされた場合は対象外とします。

(3) 対象者への説明方法

1) 今後、発注する案件にあって、旧労務単価又は旧技術者単価を適用しているものについては、入札公告、指名通知又は見積依頼書の中に、契約後に本特例措置に基づいた対応が可能であることを明示します。

2) 発注後契約前の案件にあって、旧労務単価又は旧技術者単価を適用しているものについては、落札者等に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを文書で説明した上で契約を行います。

3) 契約後の案件にあって、旧労務単価又は旧技術者単価を適用しているものについては、受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを文書で説明します。

(4) 請負代金額の算出方法

変更後の請負代金額については、次の方法により算出します。

変更後の請負代金額＝P新 × k

この式において、P新 及び kは、それぞれ以下を表すものとします。

P新：新労務単価又は新技術者単価により積算された設計額

k：当初契約の落札率

(5) 変更協議の請求方法

特例措置対象の受注者には、

- ・「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和6年度設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について
- ・特例措置対象工事（業務）通知書
- ・変更協議請求書
- ・誓約書
- ・「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和6年度設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置に伴う報告書

が配布されます。変更協議を請求するときは、変更協議請求書及び誓約書を工事（業務）担当課へ提出して下さい。

(6) 請負代金額の変更による下請契約等の取扱い

本特例措置により請負代金額を変更した場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について、適切に対応して下さい。また、工事（業務）完了後に「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和6年度設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置に伴う報告書を契約検査課に提出してください。